

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月8日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
西蒲警察署	(略)	(略)	(略)	西蒲警察署	(略)	(略)	(略)
	和納駐在所	新潟市西蒲区和納	新潟市西蒲区のうち油島、植野新田、潟上、北野、新谷、高橋、高畑、津雲田、富岡、夏井、西中、西船越、原、南谷地、横曽根、和納、 <u>和納1・2・3丁目</u>		和納駐在所	新潟市西蒲区和納	新潟市西蒲区のうち油島、植野新田、潟上、北野、新谷、高橋、高畑、津雲田、富岡、夏井、西中、西船越、原、南谷地、横曽根、和納
(略)				(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、 <u>山本町1・2・3・4・5丁目</u> 、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、	十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、

			乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)				中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)	
	(略)				(略)			
(略)								
上越警察署	(略)			上越市のうち桜町、子安、とよば、大字天野原新田、下四ツ屋、西松野木、本長者原、長者町、新長者原、今池、藪野、辰尾新田、東稻塚新田、上新町、下新町、上富川、下富川、子安、池、熊塚、下稻塚	上越市 大字本 長者原	天野原 駐在所	(略)	
	(略)						(略)	
	(略)						(略)	
(略)								

附 則

この規則は公布の日から施行する。